宝塚市まちづくり協議会補助金交付要綱

（通則）

第１条　宝塚市まちづくり協議会補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等の取扱いに関する規則（平成元年規則第１９号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（目的）

第２条　補助金は、まちづくり協議会の活動費を補助することにより、地域の様々な活動団体の連携及び協力を図り、もって地域社会における自治意識と連帯感を醸成し、地域課題の解決の促進に資することを目的とする。

（定義）

第３条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（１）まちづくり協議会　　宝塚市協働のまちづくり推進条例（令和２年条例第３５号。以下「推進条例」という。）第５条に規定する組織をいう。

（２）広報紙　　まちづくり協議会の活動等を広報する地域の情報紙

（３）地域ごとのまちづくり計画　　推進条例第９条に規定する計画をいう。

（補助対象団体）

第４条　補助対象団体は、まちづくり協議会とする。

（補助金の交付対象）

第５条　補助金の交付対象は、まちづくり協議会が行う次に掲げる事業（以下「補助対象事業」という。）とする。

（１）まちづくり協議会の組織運営に関する事業

（２）広報紙発行に関する事業

（３）地域ごとのまちづくり計画に位置付けられた地域事業（地域の連帯感向上や、課題解決に資する事業を含む）

２　補助対象団体は、前項第１号から第３号までのいずれの事業も行わなければならない。

３　第１項第１号から第３号までの補助対象事業費は、別表１のとおりとする。

（補助金の額）

第６条　補助金の額は、予算の範囲において、補助対象事業費の合計額を上限として、市長が決定するものとする。ただし、限度額は別表２のとおりとする。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成５年７月１日から施行し、平成５年度以降の年度分補助金について適用する。

（この要綱の失効）

２　この要綱は、令和８年３月３１日限り、その効力を失う。

附　則

この要綱は、平成９年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１１年７月１日から施行し、改正後の宝塚市まちづくり協議会補助金交付要綱の規定は、平成１１年度以後の年度分の補助金について適用する。

附　則

この要綱は、平成１２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１３年２月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１８年４月１１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１８年７月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

別表１（第５条第３項関係）補助対象事業費

事業費項目
謝　　　金
交　通　費
雑 役　務 費
印刷製本費
通信運搬費
原 材 料 費
借　上　料
消 耗 品 費
備品購入費
保　険　料
負　担　金
会　議　費
光 熱 水 費
修　繕　費

別表２（第６条関係）補助金の額

まちづくり協議会が範域とする世帯数	限度額（第５条第１項第１号から第３号合計）
3,000世帯以下	451,000円
3,001世帯以上5,000世帯以下	556,000円
5,001世帯以上7,000世帯以下	678,000円
7,001世帯以上9,000世帯以下	818,000円
9,001世帯以上11,000世帯以下	873,000円

11,001世帯以上13,000世帯以下	936,000円
13,001世帯以上15,000世帯以下	1,007,000円
15,001世帯以上17,000世帯以下	1,086,000円
17,001世帯以上	1,173,000円

なお、第５条第１項第１号事業の補助対象事業費は、同条第１項第１号から第３号までの補助対象事業費合計額の３割を超えない範囲を目安とする。